

**小平市第四期地域保健福祉計画**

**小平市第三期福祉のまちづくり推進計画**

平成30（2018）年度～38（2026）年度

平成30（2018）年3月

小平市





小平市第四期地域保健福祉計画

小平市第三期福祉のまちづくり推進計画

の策定にあたって

現在、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中、地域では、ひきこもり等の制度の狭間にある課題や、ダブルケア等の複雑化・多様化した課題が生じています。

こうした課題に対して、国においては「地域共生社会」が提唱されており、市民、地域、行政の協働でつくりあげていく、ふれあい、支えあう地域社会のあり方がますます重要になっています。

また、平成２８（２０１６）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、平成３２（２０２０）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた「ユニバーサルデザイン行動計画」の策定等、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支えあい、だれもが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指した取組が進められています。

このような状況を踏まえ、小平市では、平成２９（２０１７）年度に計画期間が終了する「小平市第三期地域保健福祉計画」及び「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」を見直し、平成３０（２０１８）年度以降の地域保健福祉及び福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、「小平市第四期地域保健福祉計画」及び「小平市第三期福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。

第四期地域保健福祉計画は、基本理念を、「だれもが担い手、お互いに支えあいながら、安心して暮らせる地域共生社会をめざして」、第三期福祉のまちづくり推進計画は、基本理念を、「だれもが暮らしやすく　思いやりのあるまち　こだいら」とし、それぞれ３つの基本目標と施策の柱を掲げています。施策の推進には、計画に各々の役割を記載しているように、行政だけではなく、市民、事業者、市民活動団体等が協力しあい、それぞれの役割を果たす主体的な取組と相互の連携が欠かせません。地域保健福祉及び福祉のまちづくりの推進に向け、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、小平市福祉のまちづくり推進協議会委員の皆様、アンケート調査や市民懇談会等で貴重なご意見をいただきました皆様方に、心から御礼申し上げます。

平成３０年３月

　　　　　　　　　　　　　　　小平市長





目　次

第１章　計画策定にあたって １

１　「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」の同時策定 ３

２　計画策定の背景 ３

　３　計画策定の目的 ７

　４　計画の位置づけ ７

　５　計画の期間 ８

　６　地域福祉計画に盛り込む事項 １０

　７　計画策定の体制 １１

　８　地域における支えあいと相談支援の推進 １２

第２章　市の現状と課題 １７

　１　小平市の地域福祉を取り巻く現状 １９

　２　基礎調査結果から見る現状 ３５

　３　第三期地域保健福祉計画及び第二期福祉のまちづくり推進計画における

主な取組内容 ４５

　４　地域福祉・福祉のまちづくりに関する課題 ５６

第３章　第四期地域保健福祉計画 ６１

　１　計画の基本的な考え方 ６３

　２　施策の取組 ６９

第４章　第三期福祉のまちづくり推進計画 ８７

　１　計画の基本的な考え方 ８９

　２　施策の取組 ９４



第５章　計画の推進体制 １０７

　１　計画の推進体制の整備 １０９

　２　計画の進行管理 １０９

資料編 １１１

１　小平市福祉のまちづくり条例 １１３

２　小平市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿 １２１

　３　小平市福祉のまちづくり推進協議会の検討経過 １２２

　４　小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議

設置要綱 １２３

　５　小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議

委員名簿 １２６

　６　ワーキングチームメンバー名簿 １２７

　７　市民懇談会・市民意見公募（パブリックコメント） １２８

　８　社会福祉法（抜粋） １２９

　９　用語解説 １３１

**○「障害者」等の「害」の表記について**

小平市では、“心のバリアフリー”等を推進するために、広報誌など市で使う「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。